

参照条文（自転車競技法、小型自動車競走法関係）

課題 I 関係

●競輪振興法人の指定基準及び法定業務（自転車競技法第 23 条及び 28 条、第 24 条及び施行規則第 38 条）

【自転車競技法】

(指定等)

第二十三条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務(以下「競輪関係業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、競輪振興法人として指定することができる。

- 一 競輪関係業務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 競輪関係業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 第三十六条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ロ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ニ 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
 - ホ 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地

を公示しなければならない。

- 3 競輪振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十八条 競輪振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、競輪関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(業務)

第二十四条 競輪振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- 二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。
- 三 選手の出場のあつせんを行うこと。
- 四 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- 五 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- 六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- 七 第十六条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、競輪の公正かつ円滑な実施に資する業務又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

【自転車競技法施行規則】

(法第二十四条第八号の経済産業省令で定める業務)

第三十八条 法第二十四条第八号の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 競輪の公正かつ円滑な実施又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための広報活動
- 二 競輪の公正かつ円滑な実施又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための調査、企画及び立案
- 三 選手の相互救済を目的とする事業に対する助成

●小型自動車振興法人の指定基準と法定業務（小型自動車競走法第 27 条及び 32 条、法第 28 条及び施行規則第 36 条）

【小型自動車競走法】

（指定等）

第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「小型自動車競走関係業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。

- 一 小型自動車競走関係業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が、小型自動車競走関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 小型自動車競走関係業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ロ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

- ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- ニ 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
- ホ 小型自動車競走振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて小型自動車競走振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 小型自動車競走振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務の休廃止）

第三十二条 小型自動車競走振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、小型自動車競走関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（業務）

第二十八条 小型自動車競走振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- 二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。
- 三 選手の出場のあつせんを行うこと。

- 四 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- 五 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- 六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- 七 第二十条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

【小型自動車競走法施行規則】

(法第二十八条第八号の経済産業省令で定める業務)

第三十六条 法第二十八条第八号の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための広報活動
- 二 競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための調査、企画及び立案
- 三 選手の相互救済を目的とする事業に対する助成

●競輪競技実施法人の指定基準及び法定業務（自転車競技法第 38 条、39 条及び 40 条）

【自転車競技法】

(指定等)

第三十八条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十条に規定する業務(以下「競技実施業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。

- 一 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 二 役員又は職員の構成が、競技実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 三 競技実施業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競技実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 第四十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。
 - 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 競技実施法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の更新)

- 第三十九条 前条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(業務の休廃止)

- 第四十三条 競技実施法人は、競技実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令

で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務)

第四十条 競技実施法人は、競輪施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる事務を行うこと。
- 二 車券の発売等を行うこと。
- 三 競輪の開催につき宣伝を行うこと。
- 四 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務

●交付金の使途制限（自転車競技法第 29 条）

【自転車競技法】

(交付金の使途)

第二十九条 競輪振興法人は、第十六条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 一 第十六条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十四条第五号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務
- 二 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務
- 三 第十六条第一項第三号の規定による交付金にあつては、競輪関係業務

●交付金の使途制限（小型自動車競走法第 33 条）

【小型自動車競走法】

(交付金の使途)

第三十三条 小型自動車競走振興法人は、第二十条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 一 第二十条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十八条第五号に掲げる業務その他小型自動車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務
- 二 第二十条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十八条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務
- 三 第二十条第一項第三号の規定による交付金にあつては、小型自動車競走関係業務

●競輪関係業務に関する区分経理（自転車競技法第 30 条）

【自転車競技法】

(区分経理)

第三十条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

●小型自動車競走関係業務に関する区分経理（小型自動車競走法第 34 条）

【小型自動車競走法】

(区分経理)

第三十四条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

●業務実施方法書等の制定・変更・公表（大臣認可）（自転車競技法第 26 条及び 41 条）

【自転車競技法】

（競輪関係業務規程）

第二十六条 競輪振興法人は、競輪関係業務を行うときは、その開始前に、競輪関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競輪関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競輪関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競輪関係業務規程が競輪関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競輪関係業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 競輪振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公表しなければならない。

（競技実施業務規程）

第四十一条 競技実施法人は、競技実施業務を行うときは、その開始前に、競技実施業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競技実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競技実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競技実施業務規程が競技実施業務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その競技実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 競技実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競技実施業務規程を公表しなければならない。

●業務実施方法書等の制定・変更・公表（大臣認可）（小型自動車競走法第 30 条）

【小型自動車競走法】

（小型自動車競走関係業務規程）

第三十条 小型自動車競走振興法人は、小型自動車競走関係業務を行うときは、その開始前に、小型自動車競走関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について小型自動車競走関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 小型自動車競走関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした小型自動車競走関係業務規程が小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その小型自動車競走関係業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 小型自動車競走振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その小型自動車競走関係業務規程を公表しなければならない。

●事業計画書・収支予算書の作成・公表（大臣認可）及び事業・決算報告・公表（自転車競技法第 27 条及び 42 条）

【自転車競技法】

（事業計画等）

第二十七条 競輪振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（事業計画等）

第四十二条 競技実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競技実施業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競技実施法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競技実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競技実施業務に関し事業報告書及び

収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

●事業計画書・収支予算書の作成・公表（大臣認可）及び事業・決算報告・公表（小型自動車競走法第31条）

【小型自動車競走法】

（事業計画等）

第三十一条 小型自動車競走振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、小型自動車競走関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

●大臣の命令・監督（自転車競技法第34～36条、46～48条及び53条）

【自転車競技法】

（役員を選任及び解任）

第三十四条 競輪振興法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 競輪振興法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は競輪関係業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、経済産業大臣は、競輪振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第三十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競輪振興法人に対し、競輪関係業務

に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十六条 経済産業大臣は、競輪振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 競輪関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程によらないで競輪関係業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第四十六条 競技実施法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 競技実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競技実施業務に関し著しく不適當な行為をしたときは、経済産業大臣は、競技実施法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第四十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競技実施法人に対し、競技実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十八条 経済産業大臣は、競技実施法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の規定によ

る指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて競技実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 競技実施業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第四十一条第一項の認可を受けた競技実施業務規程によらないで競技実施業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競技実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第五十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競技実施法人若しくは競輪場若しくは場外車券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

●大臣の命令・監督 (小型自動車競走法第 38～40 条及び 57 条)

【小型自動車競走法】

(役員を選任及び解任)

第三十八条 小型自動車競走振興法人の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 小型自動車競走振興法人の役員が、この法律（この法律に基づく命令及び処分を含む。）若しくは第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は小型自動車競走関係業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第三十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、小型自動車競走振興法人に対し、小型自動車競走関係業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第四十条 経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。

一 小型自動車競走関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程によらないで小型自動車競走関係業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（報告及び検査）

第五十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走施行者、小型自動車競走振興法人、競走実施法人若しくは小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者に対し、小型自動車競走の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、こ

これらの者の事務所若しくは小型自動車競走場若しくは場外車券売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

課題Ⅱ 関係

●競輪実施事務の委託（自転車競技法第3条）

【自転車競技法】

（競輪の実施事務の委託）

第三条 競輪施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、競技実施法人（第三十八条第一項に規定する競技実施法人をいう。以下この章において同じ。）又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、競技実施法人に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

一 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務

二 車券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条第六項の規定による返還金の交付（以下「車券の発売等」という。）に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、競輪の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。）

●小型自動車競走実施事務の委託（小型自動車競走法第5条）

【小型自動車競走法】

(小型自動車競走の実施事務の委託)

第五条 小型自動車競走施行者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、競走実施法人（第四十二条第一項に規定する競走実施法人をいう。以下この章において同じ。）又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、競走実施法人に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

- 一 小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走の競技に関する事務
- 二 勝車投票券の発売又は第十六条の規定による払戻金若しくは第十八条第五項の規定による返還金の交付（以下「勝車投票券の発売等」という。）に関する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、小型自動車競走の実施に関する事務（経済産業省令で定めるものを除く。）

●交付金の用途制限（自転車競技法第 29 条）

【自転車競技法】

(交付金の用途)

第二十九条 競輪振興法人は、第十六条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 一 第十六条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十四条第五号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務
- 二 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務
- 三 第十六条第一項第三号の規定による交付金にあつては、競輪関係業務

●交付金の使途制限（小型自動車競走法第 30 条）

【小型自動車競走法】

（交付金の使途）

第三十三条 小型自動車競走振興法人は、第二十条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 一 第二十条第一項第一号の規定による交付金にあつては、第二十八条第五号に掲げる業務その他小型自動車その他の機械に関する事業の振興に資するため必要な業務
- 二 第二十条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十八条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務
- 三 第二十条第一項第三号の規定による交付金にあつては、小型自動車競走関係業務

●競輪関係業務に関する区分経理（自転車競技法第 30 条）

【自転車競技法】

（区分経理）

第三十条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

●小型自動車競走関係業務に関する区分経理（小型自動車競走法第 34 条）

【小型自動車競走法】

（区分経理）

第三十四条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

課題Ⅲ関係

●競輪施行者の帳簿等の整備、競輪開催後の報告（自転車競技法施行規則第33条及び34条）

【自転車競技法施行規則】

（競輪施行者の帳簿等の整備）

第三十三条 競輪施行者は、帳簿を備えて競輪に関する事業収支を明記し、かつ、これに附属する証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類の保存期間は、帳簿についてはそれに最終の記載をした日から、書類については作成した日からそれぞれ五年及び二年とする。ただし、法第十七条第二項の認定を受けた競輪施行者にあつては、同項の帳簿に最終の記載をした日及び書類の作成した日から五年とする。

（競輪開催後の報告）

第三十四条 競輪施行者は、毎年度、次に掲げる事項について所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 入場者数
- 二 車券の発売金額
- 三 競輪に関する収支決算

2 競輪施行者は、競輪の実施に関し事故があったときは、その状況を遅滞なく、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

●小型自動車競走施行者の帳簿等の整備、競輪開催後の報告（小型自動車競走法施行規則第31条及び32条）

【小型自動車競走法】

（施行者の帳簿等の整備）

第三十一条 施行者は、帳簿を備えて競走に関する事業収支を明記し、かつ、これに附属する証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類の保存期間は、帳簿についてはそれに最終の記載をした日から、書類については作成した日からそれぞれ五年及び二年とする。ただし、法第二十一条第二項の認定を受けた小型自動車競走施行者にあつては、同項の帳簿に最終の記載をした日及び書類の作成した日から五年とする。

(競走開催後の報告)

第三十二条 施行者は、毎年度、次に掲げる事項について所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 一 入場者数
- 二 勝車投票券の発売金額
- 三 競走に関する収支決算

2 施行者は、競走の実施に関し事故があつたときは、その状況を遅滞なく、所轄経済産業局長を経由して、経済産業大臣に報告しなければならない。

●施行者による競輪場内の秩序維持（自転車競技法第 49 条）

【自転車競技法】

(場内の秩序の維持等)

第四十九条 競輪施行者は、競輪場内の秩序(場外車券売場を設置している場合にあつては、場外車券売場における秩序を、第四条第五項ただし書の規定により道路を利用して競輪を行う場合にあつては、道路その他競輪の実施に関連する場所における秩序を含む。以下同じ。)を維持し、かつ、競輪の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競輪に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければなら

い。

- 2 競技実施法人は、競輪施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。
- 3 競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第四条第四項の経済産業省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第五条第二項の経済産業省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

●施行者による競輪場内の秩序維持（小型自動車競走法第 53 条）

【小型自動車競走法】

（場内の秩序の維持等）

第五十三条 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走場内の秩序（場外車券売場を設置している場合にあつては、場外車券売場における秩序を含む。以下同じ。）を維持し、かつ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、小型自動車競走に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 競走実施法人は、小型自動車競走施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。
- 3 小型自動車競走場の設置者は、その小型自動車競走場の位置、構造及び設備を、第六条第四項の経済産業省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第八条第二項の経済産業省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

●経済産業大臣の命令等（自転車競技法第 50～53 条及び 55 条の 3）

【自転車競技法】

(経済産業大臣の命令)

第五十条 経済産業大臣は、競輪場内の秩序を維持し、競輪の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、競輪施行者、競技実施法人又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者に対し、選手の出場、競輪場若しくは場外車券売場の貸借又は第三条第一号に掲げる事務の委託に関する条件を適正にすべき旨の命令、競輪場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

第五十一条 経済産業大臣は、競輪施行者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその施行に係る競輪につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該競輪施行者に対し、競輪の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、競輪場若しくは場外車券売場の設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する競輪につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該競輪場又は場外車券売場の設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、当該処分に係る競輪施行者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要により当該処分をしようとするときは、この限りでない。

(競輪場又は場外車券売場の設置の許可の取消し)

第五十二条 経済産業大臣は、競輪場又は場外車券売場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、第四条第一項又は第五条第一項の許可を取り消すことができる。

(報告及び検査)

第五十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、競輪施行者、競輪振興法人、競技実施法人若しくは競輪場若しくは場外車券売場の設置者に対し、競輪の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競輪場若しくは場外車券売場に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業大臣の助言)

第五十五条の三 経済産業大臣は、前条に規定する競輪の活性化に資する方策の検討及び実施に関し、必要な助言をすることができる。

●経済産業大臣の命令等 (小型自動車競走法第54～57条及び59条の3)

【小型自動車競走法】

(経済産業大臣の命令)

第五十四条 経済産業大臣は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、小型自動車競走施行者、競走実施法人又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者に対し、選手の出場、小型自動車競走場若しくは場外車券売場の貸借又は第五条第一号に掲げる事務の委託に関する条件を適正にすべき旨の命令、小型自動車競走場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる

第五十五条 経済産業大臣は、小型自動車競走施行者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその施行に係る小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走施行者に対し、小型自動車競走の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走場又は場外車券売場の設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、当該処分に係る小型自動車競走施行者に対し、あらかじめ、その旨を通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要により当該処分をしようとするときは、この限りでない。

(小型自動車競走場又は場外車券売場の設置の許可の取消し)

第五十六条 経済産業大臣は、小型自動車競走場又は場外車券売場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、第六条第一項又は第八条第一項の許可を取り消すことができる。

(報告及び検査)

第五十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走施行者、小型自動車競走振興法人、競走実施工人若しくは小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者に対し、小型自動車競走の開催及び終了並びに会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは小型自動車競走場若しくは場外車券売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その

他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経済産業大臣の助言)

第五十九条の三 経済産業大臣は、前条に規定する小型自動車競走の活性化に資する方策の検討及び実施に関し、必要な助言をすることができる。

●収益使途制限及び競輪活性への努力義務（自転車競技法第 22 条及び第 55 条の 2）

【自転車競技法】

(収益の使途)

第二十二條 競輪施行者は、その行う競輪の収益をもつて、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(関係者の責務)

第五十五条の二 競輪施行者は、競輪振興法人、競輪の選手その他の関係者と共同して、競輪の実施に関する相互の連携の促進その他の競輪の活性化に資する方策について検討し、その結果に基づき、必要な方策を実施するように努めなければならない。

●収益使途制限及び競輪活性への努力義務（小型自動車競走法第 26 条及び第 59 条の 2）

【小型自動車競走法】

(収益の使途)

第二十六条 小型自動車競走施行者は、その行う小型自動車競走の収益をもつて、小型自動車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(関係者の責務)

第五十九条の二 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走振興法人、小型自動車競走の選手その他の関係者と共同して、小型自動車競走の実施に関する相互の連携の促進その他の小型自動車競走の活性化に資する方策について検討し、その結果に基づき、必要な方策を実施するように努めなければならない。

●競輪の施行と開催の範囲（自転車競技法第1条、7条及び自転車競技法施行規則第16条）

【自転車競技法】

(競輪の施行)

第一条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

- 2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。
- 3 総務大臣は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業

大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 5 第一項に掲げる者(以下「競輪施行者」という。)以外の者は、勝者投票券(以下「車券」という。)その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行ってはならない。

(競輪の開催)

第七条 競輪施行者は、次に掲げる事項について経済産業省令で定める範囲を超えて、競輪を開催することができない。

- 一 一競輪場当たりの年間開催回数
- 二 一施行者当たりの年間開催回数
- 三 一回の開催日数
- 四 一日の競走回数

【自転車競技法施行規則】

(競輪開催の範囲)

第十六条 法第七条第一項に規定する競輪開催の範囲は、次に掲げるところによる。

- 一 一競輪場当たりの年間開催回数(毎年四月一日から翌年三月三十一日までに開催される回数をいう。以下同じ。)は、競輪場ごとに二十四回以内とする。
- 二 削除
- 三 一競輪施行者当たりの年間開催回数(二以上の競輪施行者が共同して競輪を開催する場合であって、いずれか一方の競輪施行者が指定重勝式勝者投票法のみを実施するときは、当該一方の競輪施行者が実施するものを含まない。)は、競輪施行者ごとに二十四回以内とする。
- 四 削除
- 五 一回の開催日数は、八日以内とする。ただし、一競輪場当たりの年間開催日数は、競輪場ごとに百四十四日以

内とする。この場合において、天災その他競輪施行者の責めに帰すことができない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができない場合は、当該開催日は開催日数に含まないものとする。

六 一日の競走回数は、十二回以内とする。

- 2 施設の改修その他やむを得ない理由が長期間継続することにより競輪の実施が困難な競輪場については、競輪施行者は、当該競輪場で競輪が実施できない期間に限り、競輪を実施できない回数に応じ他の競輪場を使用して競輪を実施することができる。この場合において、当該他の競輪場の年間開催回数(他の競輪場が二以上ある場合には、当該二以上の他の競輪場の年間開催回数の合計数)は、前項第一号に規定する回数(他の競輪場が二以上ある場合には、当該二以上の他の競輪場の年間開催回数の合計数)に当該競輪場で競輪が実施できない競輪施行者が当該他の競輪場を使用して競輪を開催した回数を加えた回数とする。
- 3 年と年とにまたがって開催される競輪は、第一項第一号及び第三号並びに前項の規定による開催回数の計算については、当該競輪の実施された日数の多い方の年(日数が等しいときは、初日の属する年)に実施されたものとみなす。

●小型自動車競走の施行と開催の範囲（小型自動車競走法第1条、10条及び小型自動車競走法施行規則第14条）

【小型自動車競走法】

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。

（小型自動車競走の開催）

第十条 小型自動車競走施行者は、次に掲げる事項について経済産業省令で定める範囲を超えて、小型自動車競走を

開催することができない。

- 一 一小型自動車競走場当たりの年間開催回数
- 二 一小型自動車競走施行者当たりの年間開催回数
- 三 一回の開催日数
- 四 一日の小型自動車競走回数

【小型自動車競走法施行規則】

(競走開催の範囲)

第十四条 法第十条第一項に規定する競走開催の範囲は、次に掲げるところによる。

- 一 一競走場当たりの年間開催回数（毎年四月一日から翌年三月三十一日までに開催される回数をいう。以下同じ。）は、競走場ごとに十四回以内とする。
- 二 一施行者当たりの年間開催回数（二以上の施行者が共同して競走を開催する場合であって、いずれか一方の施行者が指定重勝式勝車投票法のみを実施するときは、当該一方の施行者が実施するものを含まない。）は、施行者ごとに十四回以内とする。
- 三 一回の開催日数は、九日以内とする。ただし、一競走場当たりの年間開催日数は、競走場ごとに百二十六日以内とする。この場合において、天災その他施行者の責めに帰すことができない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができない場合は、当該開催日は開催日数に含まないものとする。
- 四 一日の競走回数は、十二回以内とする。

2 年と年とにまたがって開催される競走は、第一項第一号及び第二号の規定による開催回数の計算については、当該競走の実施された日数の多い方の年（日数が等しいときは、初日の属する年）に実施されたものとみなす。

その他

●施設の規模、構造及び設備並びに配置基準（自転車競技法施行規則第10条第4号に基づく告示）

一 競走路

- (一) 十五メートル以上の平行する二つの直線部及び半径二十五メートル以上の相対する二つの最小半径曲線部並びに直線部及び最小半径曲線部の間を接続する緩和曲線部から成る線（以下「測定線」という。）を基準線とする周回競走路（以下「競走路」という。）を設けてあること。
- (二) 競走路の距離は、測定線上において一周三百メートル以上五百メートル以下であること。
- (三) 競走路の幅員は、測定線から内側に〇・三メートル及び測定線から外側にホームストレッチにあっては八・七メートル以上、バックストレッチにあっては七・七メートル以上、その他の部分にあっては六・二メートル以上であること。
- (四) 競走路の横断面の上辺は直線とし、かつ、競走路には、次に掲げる算式により算出された傾斜があること。

$$\tan \theta = v$$

$$2 / gr$$

v=自転車の速度（14 m/sec 以上）

g=重力の加速度（9.8 m/sec²）

r=当該競走路の曲率半径（m）

ただし、直線部にあっては、外側より内側に向かって百分の四以上下降するものであること。

- (五) 競走路の路面は、アスファルト、セメント、アンツーカー等で舗装され、競走を公正安全に行うため必要な硬度及び強度を有し、平坦でき裂又ははく離がなく、かつ、均質なものであること。
- (六) 競走路の内側に競走路の路面と同一に舗装された幅員一メートル以上で、かつ、内圏線（測定線より〇・三メートル内側の線）より〇・三メートル以上は競走路と同一傾斜角で下降し、以後徐々に傾斜角を緩和して平面に近づく傾斜を有する退避路を設けてあること。

- (七) 競走路の退避路の内側に有がいの堅ろうな排水設備を設けてあること。ただし、競輪場が競走路の排水に支障がない構造又は設備を有するときは、この限りでない。
- (八) 競走路の外側に、競走の障害の防止並びに選手及び観客の安全の確保を図るための十分な措置を講じてあること。さくを設ける場合にあっては、その構造及び素材は、観客がレースを観る際の妨げにならないものであること。また、ポリカーボネイト等の板を用いる場合にあっては、透明性の低下、音の伝達の阻害等が生じないものであること。

二 開催本部

開催本部は、観客から隔離され、かつ、競輪の実施を監督し、又は指揮するのに適当な場所に位置し、観客の動静を把握できる装置を備えていること。この場合においては、開催本部は開催執務委員長室、競技委員長室及び警備本部を含むものとする。

三 審判施設等

- (一) 審判施設等は、観客から隔離され、かつ、審判業務が円滑に実施することができる場所に位置する決勝審判室、走路審判塔、審判員控室及びその他審判に必要な設備とする。
- (二) 決勝審判室は、競走の審判に必要なビデオ設備及び写真判定設備並びに先頭誘導選手への指示連絡設備を有し、競走路の外側であって決勝線の延長線上にある競走路全域をふかんでできる箇所にて設けてあること。
- (三) 走路審判塔は、退避路の内側であって競走の審判に適当な箇所に四箇所以上設けてあること。なお、床面の高さは、退避路の内側の平面より二メートル以上の高さを有するものであること。
- (四) 審判員控室は、審判員の数に応じ審判業務遂行上支障のない適当な広さと設備を有し、決勝審判員控室は決勝審判室に、走路審判員控室は競走路に、それぞれ近接した場所にあること。
- (五) その他審判に必要な設備は、次のとおりとする。

イ 競走状況監視装置

- ロ 決勝写真の撮影に必要な対面鏡及び照明設備
- ハ 審判員相互間の同時通話設備
- ニ 先頭誘導選手の控室及び先頭誘導選手の自転車保管場(選手管理施設等から隔離された場所に設置すること。)

四 選手管理施設等

- (一) 観客から完全に隔離された場所に、競走に参加する選手に係る業務に必要な広さと設備を有する次の施設を設けてあること。
 - イ 管理事務室(選手の控室に隣接する位置に設置すること。)
 - ロ 番組編成室
 - ハ 賞金、手当及び旅費等の支給室
 - ニ 検車事務室、自転車の検査場、修理場、保管場及び練習用設備
 - ホ 医務室(選手の身体検査及び応急手当を行うに必要な広さと設備を有し、かつ、搬出入が容易にできる場所及び構造であって、寝台三台以上を設けてあること。)
 - ヘ 選手の控室(選手の数に応じた適当な広さを有する衛生的な部屋であって、選手が十分に休養できるものであること。)
 - ト 出走すべき選手の控室(当該競走に出走すべき選手の控室を競走路への出場口に近接した場所に設置し、次の競走に出走すべき選手の控室をそれに近接した場所に設置すること。)
 - チ 選手のための食堂、売店、洗面所、浴室及びトイレ
 - リ 選手の観覧席又は観覧用設備
- (二) 選手の競走路への出場口及び出場路並びに競走路からの退場口及び退場路は観客から完全にしゃ断されたものであること。

五 車券の発売等の用に供する施設等

- (一) 車券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適当な間隔を有するものであること。
- (二) 車券の発売等の用に供する窓口の前面は、入場者の交流が妨げられないように十分な広さを有するものであること。
- (三) 車券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

六 観客の用に供する施設等

- (一) 冷暖房を有し、椅子席を備えた、適当な数の観客席を設けること。
- (二) 観客の見やすい場所に確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。
- (三) 観客の用に供するため、適当な数及び広さの次の施設を、利用しやすい場所に設けてあること。
 - イ インフォメーションコーナー
 - ロ 初心者ガイダンスコーナー
 - ハ お客様相談所
 - ニ 荷物預り所
 - ホ 救護所
 - へ 喫茶・休憩コーナー
 - ト 飲食店（飲食店は、快適かつ衛生的な設備を有し、かつ、食品取扱設備、洗浄設備、給水設備及び残物等処理設備を備えていること。）
 - チ 売店
 - リ トイレ（それぞれ男子用及び女子用の区別があり、水洗式のものであること。）
 - ヌ 駐車場等（駐車場等は、競輪場周辺の道路交通等に支障を及ぼすことのないよう入場者の自動車等を収容するに十分な広さであること。自ら設置することが困難である場合には、競輪開催期間中については他の駐車場等

所有者等との契約により十分な広さの駐車場等を確保すること。)

七 その他開催に必要な施設等

- (一) 報道関係者室を設けてあること。
- (二) テレビ実況室を設けてあること。
- (三) 場内の主要施設間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。
- (四) 放送設備を次の場所に設けてあること。
 - イ 開催本部
 - ロ 決勝審判室
 - ハ 主たる投票所及び払戻金交付所
 - ニ その他必要な場所
- (五) 電気設備は、競輪を支障なく運営するために必要十分な容量を有するものとし、かつ、停電時において決勝判定写真の撮影、場内放送、投票業務及び払戻業務等が支障なく行える補助電気設備を設けてあること。
- (六) 開催本部、審判施設、選手管理施設及び車券の発売等の用に供する施設間において、観客と接しない連絡通路を設けてあること。
- (七) 警察官詰所及び場内取締員控所を設けてあること。

●自転車競技法の目的（自転車競技法第1条）

【自転車競技法】

（競輪の施行）

第一条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

- 2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。
- 3 総務大臣は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項に掲げる者(以下「競輪施行者」という。)以外の者は、勝者投票券(以下「車券」という。)その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

●小型自動車競走法の目的（小型自動車競走法第1条）

【小型自動車競走法】

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。

●競輪振興法人の法定業務（自転車競技法第24条）

【自転車競技法】

（業務）

第二十四条 競輪振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- 二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。

- 三 選手の出場のあつせんを行うこと。
- 四 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- 五 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- 六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- 七 第十六条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、競輪の公正かつ円滑な実施に資する業務又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

●小型自動車競走振興法人の法定業務（小型自動車競走法第 28 条）

【小型自動車競走法】

（業務）

第二十八条 小型自動車競走振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- 二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。
- 三 選手の出場のあつせんを行うこと。
- 四 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- 五 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- 六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- 七 第二十条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械

に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。